

防衛大学校の業務計画に関する達を次のように定める。

昭和62年12月28日

防衛大学校長 夏目晴雄

防衛大学校の業務計画に関する達

改正 平成元年4月20日防衛大学校達第8号

平成5年3月26日防衛大学校達第7号

平成21年3月31日防衛大学校達第6号

平成22年12月22日防衛大学校達第15号

平成30年3月30日防衛大学校達第4号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、防衛大学校における業務計画の作成に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2章 年度業務計画

(目的)

第2条 年度業務計画は、校務全般の総合的運営の計画的かつ円滑な実施を目的とする。このため、対象とする会計年度（以下「対象年度」という。）において実施しようとする主要な業務並びにそれに要する人員、資材及び経費の概略を明らかにするとともに、概略要求及び執行の基礎とする。

(年度業務計画の構成)

第3条 年度業務計画は、次の各号からなる。

(1) 基本計画

ア 方針

イ 主要業務の概要

(2) 細部計画

2 基本計画の方針は、対象年度における防衛大学校の業務の指針を記載する。

3 基本計画の主要業務の概要は、前項の方針に基づき対象年度において実施しようとする業務のうち、主たる業務を次の各号に掲げる機能別区分に従い、具体的に記載する。

- (1) 教育・研究
- (2) 訓練・補導
- (3) 施設
- (4) 厚生
- (5) 衛生
- (6) 業務管理
 - ア 組織
 - イ 定員
 - ウ その他の業務管理
- (7) その他の事項

4 細部計画は、基本計画に基づき、主要業務の概要項目、時期、予算額及び実施要領を記載する。

(学校長指示)

第4条 防衛学校長（以下「学校長」という。）は、必要に応じて対象年度の前々年度2月末日までに総務部長、教務部長、訓練部長、先端学術推進機構長及び総合情報図書館長（以下「各部長」という。）に対し、年度業務計画の作成に際しての方針とすべき事項を示す。

(年度業務計画案の作成)

第5条 各部長は、第3条第3項の規定に定める機能別区分に従い、次の各号に掲げる資料を作成し、原則として対象年度の前々年度3月末日までに総務部長に通知するものとする。なお、当該資料の作成に当たっては、関連する校内各委員会等の年度業務計画に係る答申等を参考とするものとする。

- (1) 平成〇〇年度業務計画「主要業務の概要」総括表 (別紙様式第1)
- (2) 主要業務の概要の基礎資料 (別紙様式第2)
- (3) 細部計画資料 (別紙様式第3)

2 総務部長は、これらを取りまとめて、各部長と調整し、おおむね対象年度の前年度5月末日までに年度業務計画案を作成する。

3 総務部長は、年度業務計画案について、学校長の決裁を得て各部長に通知する。

4 学校長は、前項の決裁に当たり、これを評議会に諮問するものとする。

(年度業務計画案の修正)

第6条 総務部長は、前条の年度業務計画案の内部部局における審議の結果について、修正事項のある場合は、各部長に通知する。

2 総務部長は、予算の成立後、直ちに、前条の年度業務計画案を必要に応じて修正し、学校長の決裁を得て各部長に通知するものとする。

(年度業務計画の実施)

第7条 各部長は、前条第2項の年度業務計画に対する業務実施の進行の度合及び業務の推進に重大な影響を与える事項等に配慮した分析検討を常時行い、計画とその実施を調整し、年度業務計画の円滑な運営及び目標の達成を図るものとする。

(実施中の修正)

第8条 実施中の年度業務計画を修正する必要がある場合は、基本計画については第6条第2項の規定の例により、また、細部計画については、各部長は、総務部長と調整して修正案を作成し、学校長の決裁を得て関係部長に通知するものとする。

(年度業務計画の分析検討)

第9条 各部長は、それぞれ関係する計画について、実施状況の分析及び評価並びに改善案を検討し、計画の着実な実行に努めるものとする。

2 各部長は、それぞれ関係する計画について、第3条第3項の規定に定める機能別区分に従って次の各号に掲げる資料を作成し、原則として直近の3月末までに総務部長に通知するものとする。なお、当該資料の作成に当たっては、第5条第1項に定める校内各委員会等の年度業務計画に係る答申等を参考とするものとする。

(1) 平成〇〇年度業務計画（基本計画）の実施状況報告（別紙様式第4）

(2) 平成〇〇年度業務計画（細部計画）の実施状況報告（別紙様式第5）

3 総務部長は前項の報告を取りまとめ、総合分析を行った上、学校長に報告するものとする。

第3章 雑則

第10条 この達の実施に関し必要な事項は、各部長が定めるものとする。

附 則

この達は、昭和62年12月28日から施行する。ただし、昭和64年度を初年度とする長期業務計画については、第3条第1項中「原則として対象期間の初年度の前々年

度11月末日」とあるのは「昭和63年5月末日」と、同条第2項中「原則として対象期間の初年度の前々年度12月末日」とあるのは「昭和63年6月末日」と、昭和64年度業務計画については、第6条中「原則として対象年度の前々年度11月末日」とあるのは「昭和63年2月末日」と読み替えるものとし、昭和63年度業務計画については、従前の例による。

附 則（平成元年4月20日防衛大学校達第8号）

この達は、平成元年4月20日から施行する。

附 則（平成5年3月26日防衛大学校達第7号）

この達は、平成5年3月26日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日防衛大学校達第15号）

この達は、平成23年1月4日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

別紙様式第2（第5条関係）

主要業務の概要の基礎資料

主要業務の概要の項目名

課（室）

区 分	説 明
1 現 状	
2 必 要 性	
3 達成すべき目標	
4 期待される効果	
5 法令等との関係	
6 過去の経緯	
7 他機関との関係	

注：この様式の適用が困難な場合は、適宜の様式によることができる。

別紙様式第4（第9条関係）

平成〇〇年度業務計画（基本計画）の実施状況報告

分析検討実施者：

課（室）

基本計画	細部計画の実施状況			評価及び改善案	計画の継続・修正の要望
	項 目	目標達成度	資料頁		

別紙様式第5（第9条関係）

平成〇〇年度業務計画（細部計画）の実施状況報告

第 項第 節 主要業務の概要の項目名

課（室）

1 細 部 計 画	
2 担 当 責 任 部 署	
3 目 標	
4 目 標 の 達 成 度	
5 理 由 ・ 効 果 / 原 因 ・ 影 響	
6 改 善 措 置	
7 評 価	